

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

本校では全員が加入しています

【医療費等の給付制度とは】

学校の管理下で生徒の災害が発生したときに、災害共済給付を行う、**独立行政法人日本スポーツ振興センター法**に基づく公的給付制度です。

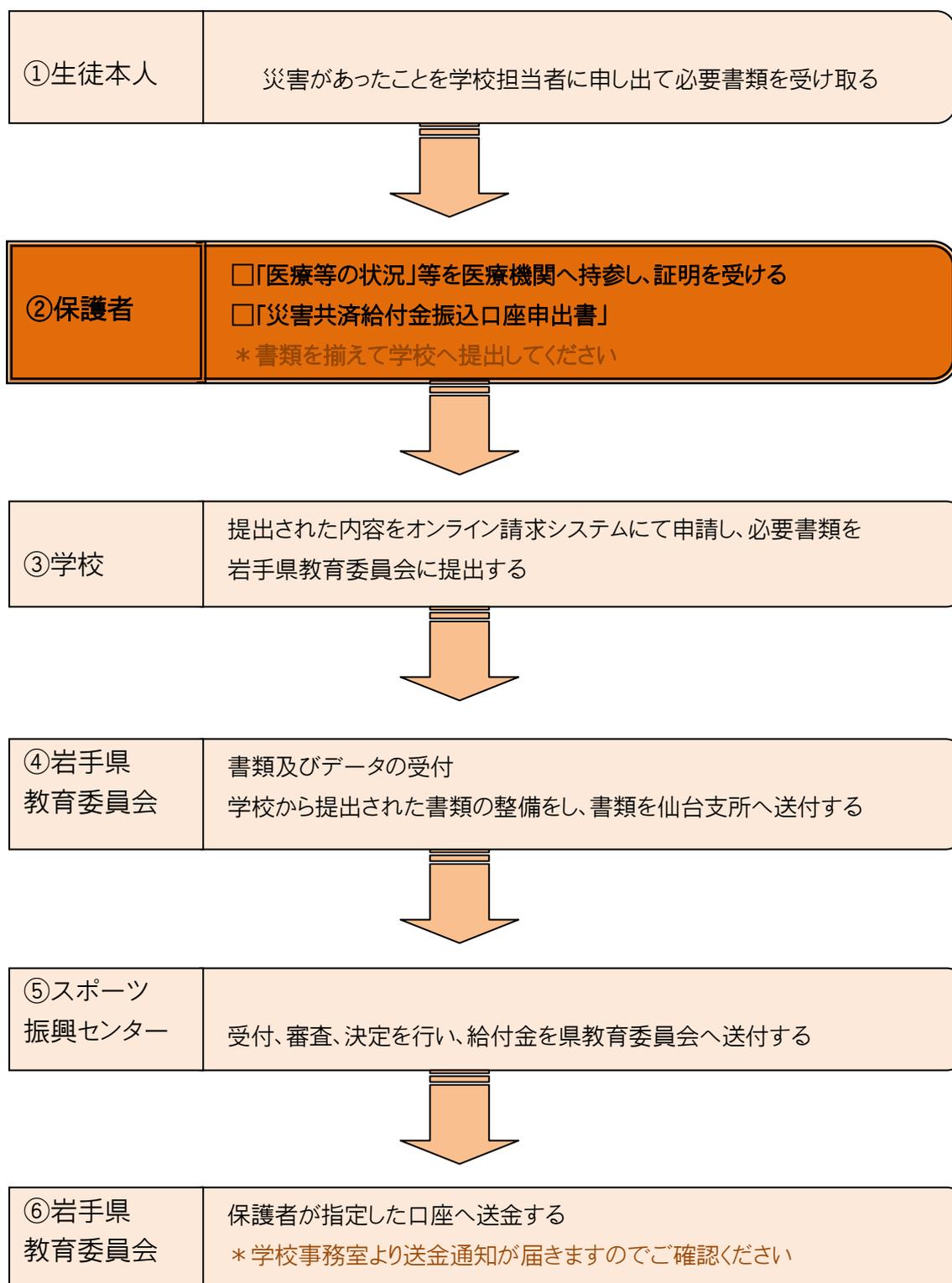
医療費給付の場合、初診から治癒までの療養に要する費用の総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものが対象となります。一般的には医療機関の窓口で1,500円以上(整骨院、接骨院は5,000円以上)保護者負担があった場合が対象となります。

【給付の対象となる災害の範囲と給付金額】

(平成29年4月1日現在)

| 災害の種類 | 災害の範囲 | 給付金額 |
|-------|---|---|
| 負傷 | 学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの | 医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額 |
| 疾病 | 管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・外部衝撃等による疾病 ・ガス等による中毒 ・溺水 ・漆等による皮膚炎 ・負傷による疾病 | |
| 障害 | 学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害 | 障害見舞金 3,770万円～82万円 (通学中の災害は半額) |
| 死亡 | 学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡 | 死亡見舞金 2,800万円 (通学中の災害は1,400万円) |
| | 突然死 運動などの行為に起因する突然死 | 死亡見舞金 2,800万円 (通学中の災害は半額) |
| | 突然死 運動などの行為と関連のない突然死 | 死亡見舞金 1,400万円 (通学中の災害も同額) |

【申請手続きおよび必要書類】



ご不明な点は学校担当者へお問い合わせください